

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)…………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 5年～60年

物品 1年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)…………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

該当なし

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

該当なし

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(上ノ国町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(8) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当なし

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
簡易水道事業特別会計	公営事業会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	公営事業会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	公営事業会計	全部連結	—
下水道事業特別会計	公営事業会計	全部連結	—
檜山広域行政組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	—
南部檜山衛生処理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	21.86%
北海道市町村備荒資金組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.90%
後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.11%
北海道町村議会議員公務災害補償等組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.36%
渡島・檜山地方税滞納整理機構	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.12%
江差町・上ノ国町学校給食組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	43.57%
上ノ国町観光振興公社	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数を持って会計年度末の係数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

- ①現に事業の用に供されていない資産(一時的に賃貸している場合を含む)
 - ②売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されている判断される資産
- 注)売却を目的として保有している棚卸資産を除く

イ 内訳

事業用資産

土地 564,787千円

建物 428,378千円

工作物 1千円

インフラ資産

土地 83千円

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。